

民間規格評価機関の要件の適合性について

令和2年7月30日
電力安全課

1. 技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯

2. 日本電気技術規格委員会の民間規格評価機関の要件の適合性確認について

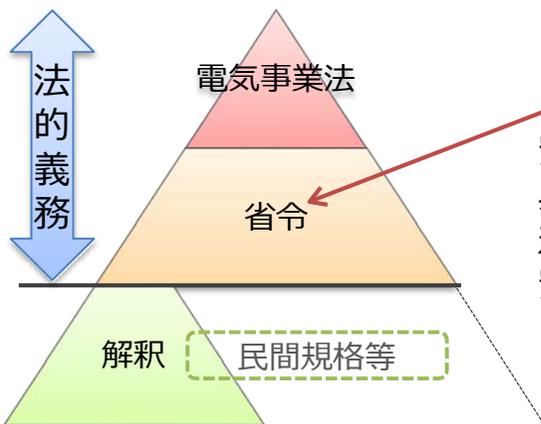
1-1.技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯（1）

- 平成9年以降、新技術や創意工夫の導入促進のため、**技術基準の性能規定化**が進められてきた。
- 平成16年には、**民間規格評価機関の要件**を定め、**当該機関が承認した民間規格であれば技術基準への適合を認める**こととした。
- 平成27年の第10回電力安全小委員会では、**技術基準の更なる性能規定化**とともに、民間規格等が更に活用される**自律的な仕組みの構築**を図ることとされた。

①技術基準の性能規定化（H9）

技術基準 {
・省令：性能規定化
・解釈：省令を満たす技術的内容の一例として制定

➡ 解釈への民間規格等の取り入れが可能となる



性能規定化

安全確保上必要な要件を、具体的な手段、材料、方法で規定するのではなく、必要な安全上の性能のみで定めること。

②評価機関の要件の提示

省令適合性確認プロセスの明確化（H16.7月）

- ➡
- ・新技術・民間規格等の技術的な省令適合性の検討は、評価機関が行う。
 - ・国は、評価機関の適切性の確認のみを行う。

③第10回電力安全小委員会（H27.6月）

「技術基準の更なる性能規定化」を進める方針。

国内外の基準・規格



省令への適合性を評価し、解釈へ引用。

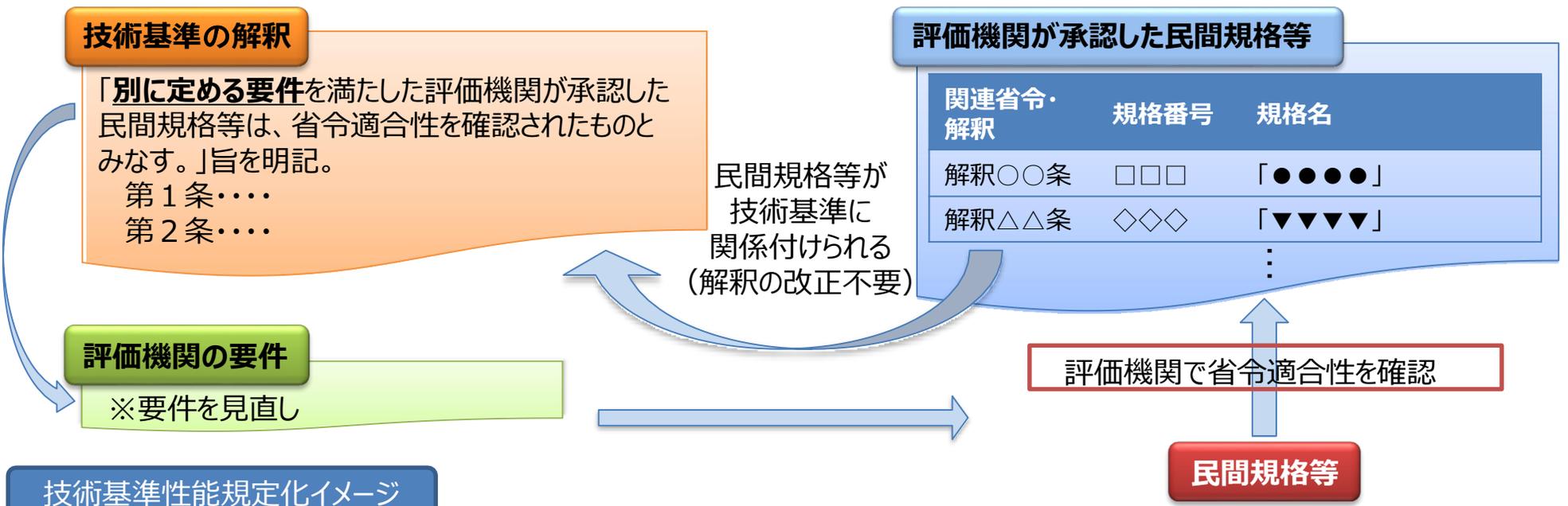
最新知見が**民間自らの責任の下で評価**され、解釈に引用される**自律的な仕組みの構築**を図る。



平成27～29年度の委託事業で、民間規格等を技術基準に迅速かつ適切に位置づける仕組みの検討を実施。

1-2.技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯（2）

- 平成30年の第16回電力安全小委員会にて、要件を満たした評価機関により承認された民間規格等であれば、技術基準に合致するものとみなす旨、技術基準の解釈で明確化する方針が承認された。



技術基準性能規定化イメージ

【電気設備の技術基準の解釈】

現行 第16条 変圧器…（略）…の回路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。
 (略)
三 日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001（2015）「回路の絶縁耐力の確認方法」の「3. 3 器具等の回路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。

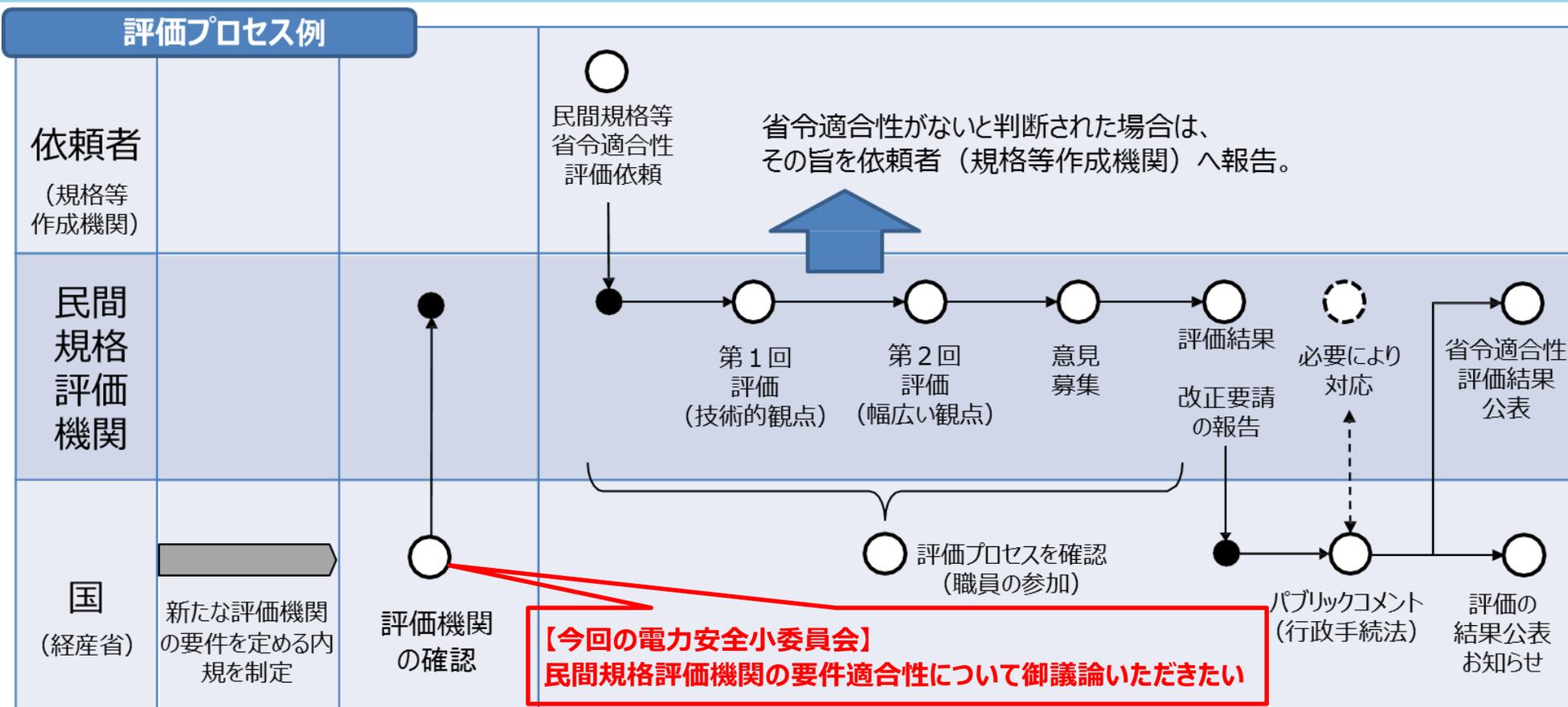
改正後 第16条 変圧器…（略）…の回路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。
 (略)
三 民間規格評価機関が承認した規格より絶縁耐力を確認したものであること。

【評価機関が承認した民間規格等】

関連省令・解釈	規格番号	規格名	備考
第16条6項第三号	JESC E7001(2015)	「回路の絶縁耐力の確認方法」	・「3.3 器具等の回路の絶縁耐力の確認方法」によること。

1-3.技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯（3）

- 平成30年の第16回電力安全小委員会において、民間規格等の技術基準への適合性評価を充実させるため、技術的観点からの評価と、消費者問題や法律等の幅広い観点からの評価を実施する方針が示された。
- 第22回電力安全小委員会にて、新たな民間規格評価機関の要件（案）について御審議・御了承をいただくことから、パブリックコメントを経て、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」を令和2年7月17日付けで制定。



1 .技術基準の性能規定化に向けた議論の経緯

**2. 日本電気技術規格委員会の民間規格評価
機関の要件の適合性確認について**

2-1.民間規格評価機関としての要件の適合性確認について

- 候補となる機関が、内規に基づく民間規格評価機関（以下、「評価機関」という。）の要件に適合することの確認が必要になった場合には、電力安全小委員会において審議することとされているところ（第22回電安小委）。
- 7月20日付で「日本電気技術規格委員会（JESC）」より、内規に基づく民間規格等を評価・承認できる能力を有することの確認の申出があったことから、JESCが評価機関としての要件に適合するか否かについて、御審議いただきたい。

<評価機関の主な要件>

【組織】

- 民間規格等の評価を行うに当たっては、技術評価委員会（技術的な側面の評価を行う）及び民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置する等、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を求める。

【評価プロセス】

- 評価機関は、民間規格等と技術基準との適合性について評価を行い、承認した民間規格等を自らの承認リストに掲載し、公開。

【評価業務管理】

- 年1回以上の外部評価を受け、評価プロセスが適切に運営されていることを自ら確認し、必要に応じて改善策を講じる。

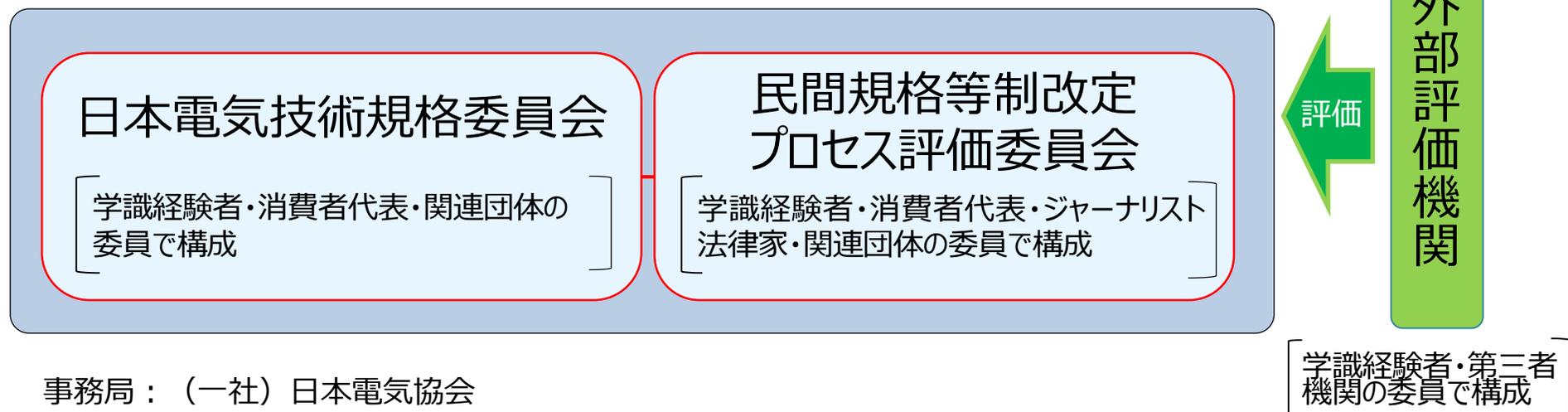
(参考) 日本電気技術規格委員会について

- 日本電気技術規格委員会 (JESC) は、技術評価委員会として「日本電気技術規格委員会」及び民間規格評価委員会として「民間規格等制改定プロセス評価委員会」の2つの委員会を設置。
- 外部評価機関を設置し、民間規格等の制改定に係る評価プロセスが国の定める要件を満たし、委員会が適切に運営・維持されているかを外部評価。

日本電気技術規格委員会 (JESC)

- ・設立：平成9年6月30日
- ・公正・中立な立場で民間規格を策定・評価することにより、新たな知見や技術の規格への迅速な反映、公共の安全の確保を目指す委員会として設立
- ・電気工作物の保安に係る24の関係団体の参加により運営
- ・事務局は（一社）日本電気協会が担当

<組織図>



委員会規約及び関連要領の構成

日本電気技術規格委員会規約

民間規格等制改定の審議に係る要領

⇒以下、「審議に係る要領」

民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領

⇒以下、「番号付与に係る要領」

情報公開等に係る要領

表彰等に係る要領

外部評価等に係る要領

分担金に関する内規

2-2.民間規格評価機関しての要件の適合性確認結果（1）一般

要件（1）一般	適合性確認
<p>①民間規格評価機関が民間規格等の<u>評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。</u></p>	<p>○候補機関は、「<u>公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること等の活動を行うこと</u>」等を<u>目的で規定</u>。 【委員会規約第1条】</p> <p>○候補機関が、民間規格等の<u>評価を行う手順</u>については、<u>公正性、客観性、透明性を持った評価プロセスとなるよう、委員会規約及び関係要領で規定</u>。 【委員会規約、関連要領】</p>
<p>②民間規格評価機関が民間規格等の<u>評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定</u>しなければならない。</p>	<p>○候補機関が、<u>民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、審議に必要な資料の提出を求める</u>ことを要領で規定。 【審議に係る要領 3.（1）】</p>

2-3.民間規格評価機関しての要件の適合性確認結果（2）組織①

要件（2）組織	適合性確認
<p>① <u>民間規格等の評価を行うに当たって、民間規格等の省令基準に対する適合性事項を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。</u></p>	<p>○ 候補機関は、その業務として、「<u>国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価</u>」や「<u>国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価</u>」を規定。 【委員会規約第2条】</p> <p>○ 候補機関は、「<u>委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。</u>」と規定。 【委員会規約第3条】</p> <p>○ 候補機関は、「<u>プロセス評価委員会</u>」を置き、「<u>プロセス評価委員会は、委員会により審議、承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格等評価機関の要件に適合しているかについて審議、承認を行う。</u>」と規定。 【委員会規約第11条】</p>
<p>② <u>民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。</u></p>	<p>○ 候補機関は、「<u>プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリスト等の幅広い分野の委員で構成する。</u>」と規定。 【委員会規約第12条】</p>
<p>③ <u>評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。</u></p>	<p>○ 候補機関は、「<u>審議案件の民間規格等作成機関委員を兼務する委員は、（委員会の）決議に参加できない。</u>」ことを規定 【委員会規約第6条】</p> <p>○ 候補機関は、「<u>事務局員は民間規格等作成機関の規格制改定業務に関与してはならない。また、民間規格等作成機関に所属するものは事務局員となることができない。</u>」と規定。 【委員会規約第19条】</p>

2-4.民間規格評価機関しての要件の適合性確認結果（3）組織②

要件（2）組織	適合性確認
<p>④ <u>民間規格に係る分野は当該民間規格の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。</u></p>	<p>○候補機関は、<u>委員会及びプロセス評価委員会は、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合を除き、原則公開</u>としている。また、外部へ公開する内容として「<u>公開する『民間規格等』の策定趣旨・策定目的・規定内容</u>」と規定し、<u>関係する分野を明確に</u>しているところ。 【委員会規約第8条、17条、情報公開等に係る要領 1】</p>
<p>⑤ <u>評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開</u>されなければならない。</p>	<p>○候補機関は、<u>委員会の審議の内容について、「傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。」</u>と規定。 【情報公開等に係る要領 3.（1）】</p>
<p>⑥ <u>民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。</u></p>	<p>○候補機関は、「<u>各委員会を非公開とする</u>」理由について規定。各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。 <u>a.特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> <u>b.個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> <u>c.個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> <u>d.その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> 【情報公開等に係る要領 3.（2）】</p>

2-5.民間規格評価機関しての要件の適合性確認結果（4）評価プロセス①

要件（3）評価プロセス	適合性確認
<p>①評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。</p>	<p>○候補機関は、（当該規格を評価する委員会の委員として）「民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。」、「プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成する。」と規定。 【委員会規約第3条、第12条】</p>
<p>②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。</p>	<p>○候補機関は、「分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体が作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に経費を要する場合、委員会は実費の負担を求めることができる。」と規定。 【委員会規約第21条、審議に係る要領 5.（1）】</p>
<p>③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。</p>	<p>○候補機関は、「委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。」と規定。（委員会の議決参加に、候補機関の会員資格を条件付けていない） 【委員会規約第3条】</p>
<p>④民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。</p>	<p>○候補機関は、「委員会にて制改定を承認した民間規格等について、制改定プロセス上の不適切な取扱いに関する外部又は内部からの異議及び告発があった場合、その事案に対応するため対応方針を定める。」と規定。 【審議に係る要領 4.（1）～（3）】</p>
<p>⑤民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。</p>	<p>○候補機関は、委員会の運営、議決方法、規格評価プロセス等について、委員会規約及び関連要領にて規定。 【委員会規約、各種要領】</p>

2-6.民間規格評価機関しての要件の適合性確認結果（5）評価プロセス②

要件（3）評価プロセス

⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、これに関係する省令基準及び基準解釈における条文（既に引用されている民間規格等を含む）を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。

- 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
- 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。
- 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。
- その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。

また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。

⑦民間規格評価機関は、民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

適合性確認

○候補機関は、「委員会では、民間規格等の制改正について、民間規格等評価機関の要件に従い、省令基準及び基準解釈における条文を明らかにし、省令基準との適合性について審議を行う。」と規定。

○候補機関は、「民間規格等作成機関より審議に必要な資料の提出を受け、技術評価書を作成する」と規定。

○候補機関は、「プロセス評価委員会では、民間規格等の制改定について、民間規格等評価機関の要件に従い、制改定プロセスが公正性、客観性及び透明性をもって実施されているかについて審議する。」と規定。

【審議に係る要領 3. (1) ~ (3)、(6)】

○候補機関は、「委員会のホームページにより公開する委員会の情報」として、「事業計画」等を規定。

【委員会規約第2条、情報公開等に係る要領 3】

2-7.民間規格評価機関しての要件の適合性確認結果（6）評価プロセス③

要件（3）評価プロセス

⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより**民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。**また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。

⑨民間規格評価機関は、**当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行う**などの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。

⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した**民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。**

適合性確認

○候補機関は、「委員会の承認を得た後に、民間規格等の制改定について、**外部に公開し意見を聞く手続きを実施する**」、「外部への公開方法は、『情報公開等に係る要領』による。」、「事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。」と規定。
【審議に係る要領 3.（4）】

○候補機関は、意見募集手続き（パブリックコメント）について、公開の方法として「**電気新聞及び委員会のホームページ**」、公開の期間として「**30日以上、最長60日**」を規定。
【情報公開等に係る要領 1】

○候補機関より**国へ評価書等を提出**することを確認。
【参考2 「6. リスト化する民間規格等の審議終了後の流れ」】

○候補機関は、「**関係行政機関への改正要請*の報告後に、国より制改定に関わる要請があった場合は、必要に応じ再審議等を行う。**」と規定。
【審議に係る要領 3.（7）】

○候補機関は、**承認した民間規格等に「委員会の規格番号を付与し、リスト化する。」**と規定し、**ホームページで関係基準を明確にし、一覧表で公開**することとしている。
【審議に係る要領 3.（7）、番号付与に係る要領 2】

*民間規格評価機関が省令基準への適合性を確認した後、国（経産省）において関係する技術基準の解釈等の改正を行う。

2-8.民間規格評価機関しての要件の適合性確認結果（7） 評価業務管理

要件（4）評価業務管理	適合性確認
<p>①民間規格評価機関は、<u>規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。</u></p>	<p>○候補機関は、「委員会にて制改定の承認をした民間規格等について、<u>文書等により質問があった場合、質問者に回答を行う。</u>また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成機関に質問を送付し、回答を依頼することができる。」と規定。 【審議に係る要領 4.（1）】</p>
<p>②評価した規格について、<u>規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。</u></p>	<p>○候補機関は、「委員会が承認した国の基準に関連付ける民間規格等は、<u>制改定より少なくとも5年以内に見直しが行われているか確認を行う。</u>」と規定。 【審議に係る要領 3.（8）】</p>
<p>③民間規格評価機関は、<u>規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理</u>しなければならない。</p>	<p>○候補機関は、「委員会は、<u>委員会の議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。</u>また、事務局が保管管理を行う。」と規定。 【委員会規約第24条】</p>
<p>④民間規格評価機関は、<u>評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年一回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</u></p>	<p>○候補機関は、「<u>国の基準解釈等に関連付ける民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については年1回、有識者による外部評価を受けなければならない。</u>」、「<u>民間規格等評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、委員会はそれに従うものとする。</u>」と規定。 【委員会規約第25条】</p>

2-9.民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（8）まとめ

- 日本電気技術規格委員会（JESC）より確認の申出があった、内規に基づく民間規格評価機関としての要件については、一般・組織・評価プロセス・評価業務管理において適合性を確認。
- 引き続き、日本電気技術規格委員会（JESC）における民間規格等の評価プロセスが内規の要件に従って適切に運営されていることを経済産業省においても定期的に確認していく。

➤ 評価プロセスにおける国の関与

国は、評価機関における民間規格等の評価プロセス全体について、評価委員会への経済産業省職員の立会い等により確認するとともに、評価機関から評価の実施状況について1年ごとの定期報告を求め、評価する。



電力安全小委員会において以下を実施。

- 今後、さらに内規に基づく民間規格評価機関としての候補となる機関より、要件を満たしていることの確認が必要になった場合には、電力安全小委員会にて審議。
- 年1回、評価機関の活動については電力安全小委員会へ報告し、評価機関が適切に民間規格の評価・承認を実施していることを確認。